

前田社労士事務所 LTCホットライン

1. LTCホットラインとは

お仕事をされていると様々な悩み事を抱えていくと思います。
また、法律・世間一般としてどうなの？という疑問、わからないことがいろいろ出てきたりすると思います。

前田社労士事務所にご相談ください。お悩み事を解決するお手伝いを致します。

※ LTC : Labor Trouble Consultation (労務悩み事相談)

2. LTCホットラインの窓口担当者

下記のものがご相談を承ります。

前田 幸俊	(まえだ ゆきとし)	前田社労士事務所 所長
前田 匠	(まえだ たくみ)	前田社労士事務所 副所長

3. ご相談は無料

前田社労士事務所との間で「LTCホットラインに係るご契約」をされている事業所様の従業員の方であれば相談費用は無料です。

(申し訳ありませんが、ご相談時に掛かる通話料金は、ご自身でご負担ください)

4. 相談できること

事業所でお仕事をすることに係る全般のご相談が可能です。

- ・労務上の悩み事があるが解決したい。
- ・各種ハラスメントの悩み事を解決したい。
- ・労働法でわからないことを教えてほしい。
- ・自分では言いづらいが事業所(会社)へ伝えて欲しいことがある。
- ・その他会社での悩み事全般、愚痴・不満を聞いて欲しい。

このようなことを相談してよいのかな？と悩まれず、お気軽にご相談ください。

5. 守秘義務:安心して相談できるために

LTCホットラインご契約の事業所様へ提供される情報は下記のとおりです。

- ・月単位でのLTCホットライン利用件数

前田社労士事務所は、LTCホットラインを通しての相談事の内容、ご本人を特定できてしまう情報など、外部へ漏らすことを致しません。

所属事業所様といえども、内容をぼかして概要を伝える、相談種類を伝える、ということも致しませんので、安心してご相談ください。

なお、問題の解決を図るために、事業所様へ相談内容をお伝えしたほうが良いと判断できる場合もありますが、LTCホットラインより事業所様へお伝えする内容については、必ず事前に相談されたご本人の許可を得ることとします。

6. 連絡方法

- ・前田社労士事務所へお電話をお願いします。

0997-52-8155

受付:10:00 ~ 17:00 土日祝日除く

「LTCホットライン担当をお願いします！」とお伝えください。

- ・ご相談時には、事業所の名称(会社名など)だけは必ずお伝えください。

所属されている部署など、細かい情報は不要です。

(差し支えなければ)お名前を頂戴いたします。

お名前を伝えることに抵抗があれば、ニックネーム・イニシャル・仮名、でもOKです。

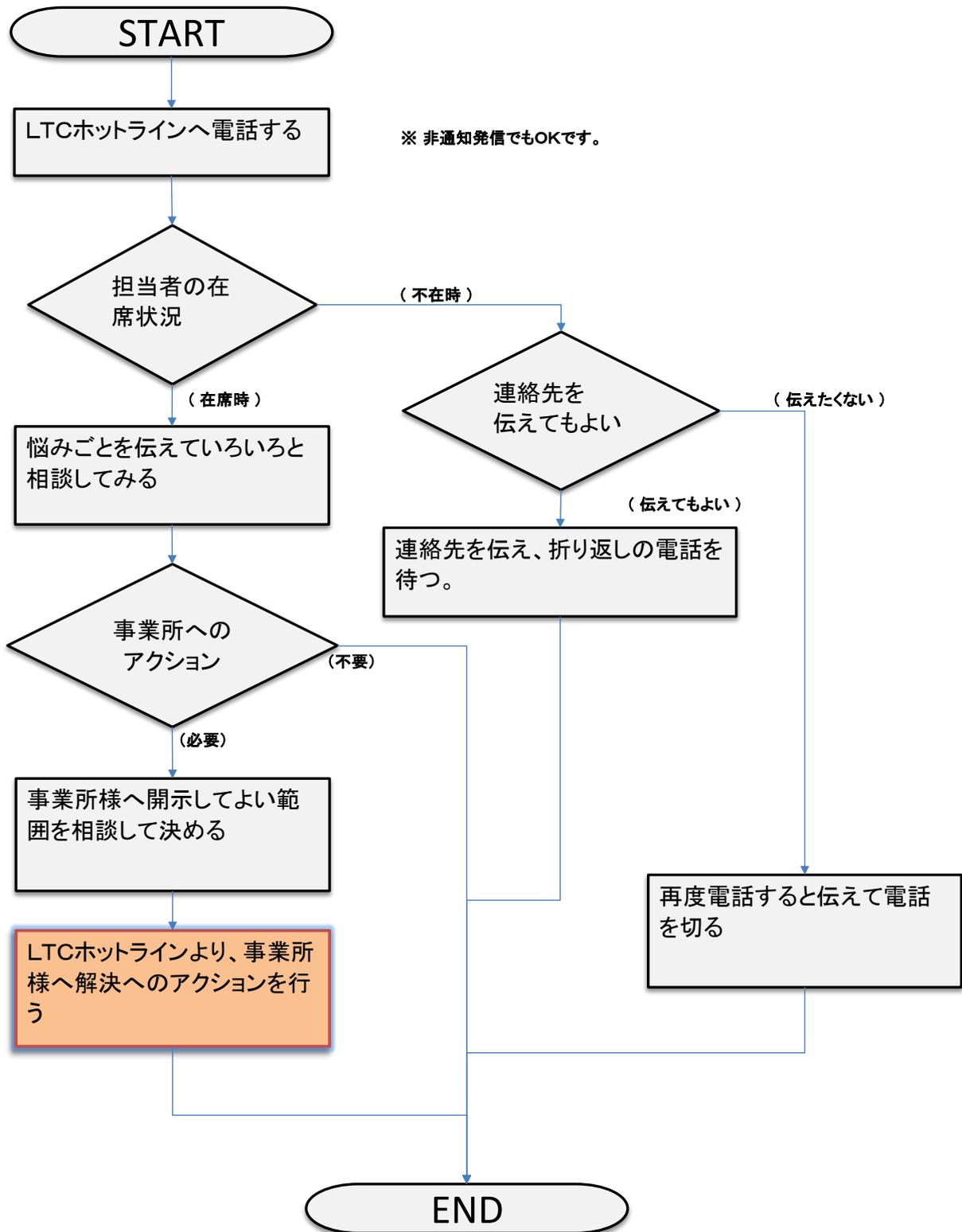
- ・担当が外出不在の場合もありますが、下記のいずれかをご選択ください。

- ① 再度かけなおす
- ② (差支えなければ)連絡先電話番号を開示、折り返し電話をもらう

・ご相談時の担当者からは担当者名を名乗りますので、次回以降のご相談時にご指名を頂いても結構です。

前田社労士事務所 LTCホットライン

7. ご相談の流れの例



※ 必要に応じて、再度の相談電話を入れる。